

体罰等によらない子育てのために（素案）（概要）

厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」

I はじめに

- 我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。
- 国際的な動きを見ると、世界で最初に1979年にスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した児童の権利に関する条約に基づき、58か国(2019年10月末現在)が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。我が国においても、令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されます。
- このとりまとめでは、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方に読んでいただくことを想定しています。体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めていきましょう。

II しつけと体罰は何が違うのか

- たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。これは親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります、体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

◎ こんなことしてしまっていないか

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
 - ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
 - ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
 - ・ 他人のものを取ったので、罰としてお尻を叩いた
 - ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
 - ・ 掃除をしないので、罰として雑巾を顔に押しつけた
- これらは全て体罰です。

- ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手を掴む等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）等は、体罰には該当しません。

- また、体罰以外にも、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか

- 体罰等は子どもの成長、発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、保護者との不安定な関係の中で体罰や暴言が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。
- また、叩かれたり怒鳴られたりすると、一時的に言うことを聞くかもしれませんが、これは根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになります。また、保護者に恐怖心を感じると、必要なときに悩みを相談すること等が難しくなり、対人関係のトラブルや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性があります。

IV 体罰等によらない子育てのために

○ 体罰等をしてしまう保護者も様々な思いや悩みを抱えています。体罰はよくないと分かっている一方、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。ここでは、体罰等によらない子育てに向けた具体的な工夫について2つの点からを考えてみましょう。

(1) 子どもとの関わりの工夫

- ①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ②「言うことを聞かない」にも色々あります
- ③子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- ④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう
- ⑤注意の方向をかえたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- ⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ⑦良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

(2) 保護者自身の工夫

否定的な感情に気づき自分なりの工夫を考えてみる、自治体等の支援やサービスを利用してみる 等

○ 少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市町村の子育て相談窓口にご連絡下さい。また、周囲の親族や地域住民、NPO、保育等の子育ての支援者、保健・医療・福祉・教育現場等で子育て中の保護者に接する方は、保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市町村や児童相談所等とも連携をして、社会全体で支えていくことが必要です。

V おわりに

○ 世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していききました。法律が変わったことはゴールではなく、これから社会全体で取り組んでいく必要があります。

○ 子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかななくてはなりません。同時に、保護者が子育てで孤立しないように、社会全体で子育てを行っていく必要があります。このとりまとめが、体罰等のない社会の実現の一助となることを願っています。